

事 務 連 絡

令和 5 年 9 月 28 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会

担 当 事 務 局 御 中

日 本 薬 剤 師 会

事務局 医薬・保険課

新型コロナウイルス感染症の類型変更以後の調剤報酬上の特例対応
(令和 5 年 10 月 1 日以降) について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにつきましては、令和 5 年 9 月 19 日付け日薬業発第 214 号にてお知らせしたところですが、別添のとおり、新型コロナウイルス感染症の類型変更以後の調剤報酬上の特例対応（令和 5 年 10 月 1 日以降）について、表を作成いたしました。

ご参考までにお送りいたしますので、貴会会務にご活用ください。

 (別添)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の類型変更以後の調剤報酬上の特例対応（令和 5 年 10 月 1 日以降）

(令和 5 年 9 月 28 日付け、日本薬剤師会作成)

新型コロナウイルス感染症の類型変更以後の調剤報酬上の特例対応（概要）

患者	令和5年5月8日～	10月1日～
自宅療養 注1	処方医の指示に基づき対応（処方箋に「Cov自宅」と記載される可能性もあり）	
	新型コロナウイルス感染症治療薬 （保険薬局ではラゲブリオカプセル、パキロビッドパック、ゾコーバ錠が該当。在宅患者の場合はベクルリー点滴静注用もあり得る。以下、「コロナ治療薬」）、 解熱鎮痛薬 など	
	一部負担あり ただし、コロナ治療薬の薬剤料に係る部分は公費支援【全額】	→ → 【一定の自己負担あり】 3千円／6千円／9千円
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1 注2【対面（患者）】 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2 注2【対面（家族）、オンライン注3】 服薬管理指導料の加算（乳幼児服薬指導加算など） 服薬情報等提供料1 注4	→ → 【対面（家族等）】 → →
来局 ・オンライン 注1	コロナ治療薬	
	一部負担あり ただし、コロナ治療薬の薬剤料に係る部分は公費支援【全額】	→ → 【一定の自己負担あり】 3千円／6千円／9千円
	服薬管理指導料1・2の2倍（90点、118点）【対面】 — 服薬情報等提供料1 注4	服薬管理指導料1・2の 1.5倍 （68点、89点）【対面】 服薬管理指導料4 イ・ロの1.5倍 （68点、89点）【オンライン】 →
施設入所者など	処方医の指示に基づき対応（処方箋への記載については、特段の規定なし）	
	コロナ治療薬、解熱鎮痛薬 など	
	一部負担あり ただし、コロナ治療薬の薬剤料に係る部分は公費支援【全額】	→ → 【一定の自己負担あり】 3千円／6千円／9千円
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1 注2【対面】 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2 注2【オンライン注3】 服薬管理指導料の加算（乳幼児服薬指導加算など） 服薬情報等提供料1 注4	→ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 注2【オンライン】 → →
② 介護療養病床等の入院患者、介護医療院・介護老人保健施設の入所者	①の取り扱いと同じ ※ ただし、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2（または、在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料）、服薬管理指導料の加算、服薬情報等提供料1のほかは、 新型コロナウイルス感染症の治療に係る薬剤料（コロナ治療薬、解熱鎮痛薬など）のみ算定可 （これら以外の点数項目は算定不可）	

注1）表記されている調剤報酬点数のほかに、調剤技術料や薬学管理料に該当する点数項目も算定可

注2）当該点数に係る加算は算定不可

注3）令和5年7月31日までは、電話による服薬指導も対象

注4）月1回の上限を超えて算定可

（令和5年9月28日 日本薬剤師会作成）